

富田林市条例第 号

富田林市立じないまち展望広場条例の一部を改正する条例

富田林市立じないまち展望広場条例（平成22年富田林市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「富田林市寺内町及びその周辺の景観の展望に供するため」を「富田林寺内町の歴史的景観の継承及び市民生活の潤いと憩いの場に供するため」に改める。

第2条中「広場の」を削る。

第11条中「委員会が別に」を「規則で」に改め、同条を第17条とする。

第10条中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第16条とする。

第9条中「使用者」を「使用者等」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の3条を加える。

（立入り等）

第12条 使用者は、入場者及び職員の立入りを拒むことができない。

（使用者等の責務）

第13条 入場者及び使用者（以下「使用者等」という。）は、施設及び設備等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（入場の制限）

第14条 指定管理者は、管理運営上支障があると認められる者に対し、その入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

第8条に後段として次のように加える。

第9条の規定による許可の取消し等の場合も同様とする。

第8条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（権利譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第7条の2中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「第6条各号」を「前条各号」に改め、同条を第9条とする。

第7条を削る。

第6条各号列記以外の部分中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「及び」を「又は」に改め、同条第5号中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条中「広場を使用する者（行事

等を行う者に限る。)」を「行事等を行うため、広場の休憩室及び小広場を使用しようとする者」に、「規則で定めるところにより富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）の使用許可」を「指定管理者の許可」に改め、同条に後段として次のように加える。

許可された事項を変更するときも同様とする。

第5条に次の2項を加える。

- 2 指定管理者は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備等を設け、又は既存の設備等を移動しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

第5条を第7条とする。

第4条の見出しを「(入場)」に改め、同条中「使用」を「入場」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出しを「(休場日等)」に改め、同条中「富田林市教育委員会規則」を「この条例に基づく規則」に、「定める」を「定めるものとする」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）は、広場に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場の使用の許可に関する業務
- (2) 広場の施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(指定管理者の交代があった場合の経過措置)

- 2 指定の期間の満了又は指定の取消しによる指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者がこの条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、後任の指定管理者が行った処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に、改正前の富田林市立じないまち展望広場条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の富田林市立じないまち展望広場条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。